

郷土記念物の指定の解除について

1 郷土記念物について

県では、環境の保全と創造に関する条例第 112 条第 1 項の規定に基づき、植物及び地質鉱物で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として 49 件指定している。

2 郷土記念物の指定の解除について

指定している樹木のうち枯死等により消失した郷土記念物について、指定の解除について意見を聴く。

環境の保全と創造に関する条例（抄）

平成7年7月18日

条例第28号

第4章 自然環境の保全

第8節 郷土記念物

（指定）

第112条 知事は、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は、郷土記念物の指定及び指定の解除について準用する。

第3節 自然環境保全地域

（指定）

第89条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを兵庫県自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

2 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、関係市町長及び関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

4 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。

7 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項及び前2項の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第3項から第5項までの規定は自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。